

令和6・7年度の後期高齢者医療制度の保険料について

●保険料率について

後期高齢者医療制度は2年おきに保険料率の改定が行なわれ、令和6年度は令和6・7年度の保険料率の改定年度となっております。北海道後期高齢者医療広域連合の運営協議会（1月26日開催）での協議を経て、2月13日開催の広域連合第1回定例会において、令和6・7年度の保険料率が提案され承認されたところです。

1. 令和6・7年度保険料率

○均等割額 52,953 円・・・被保険者に等しく賦課される額

（現行）51,892 円（1,061 円増）

○所得割額 11.79%・・・本人の所得に応じた額

（現行）10.98%（0.81%増）

※令和5年度の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者については、制度改正による激変緩和措置として、令和6年度の所得割率を10.92%とする。

令和6・7年度保険料は、前回と比較して増となっています。これについては、被保険者の増に伴い、後期高齢者負担率が増になったこと、出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者医療制度から支援する仕組みが導入されることなどが要因です。

2. 賦課限度額の変更

○賦課限度額 80 万円（現行 66 万円）・・・1 年間の保険料上限額

※施行後1年以内に新たに75歳に到達して新規資格取得する被保険者を除き、賦課限度額の引き上げを【R6】73万円⇒【R7】80万円と段階的に引き上げる。

3. 保険料均等割軽減に係る所得判定基準の見直しについて

令和6年度より、保険料均等割軽減のうち、5割軽減及び2割軽減に対する所得判定基準が見直されます。

	軽減該当所得要件	軽減割合
現行	43万円＋（29万円×世帯の被保険者数）	5割軽減
令和6年度	43万円＋（29万5千円×世帯の被保険者数）	
現行	43万円＋（53万5千円×世帯の被保険者数）	2割軽減
令和6年度	43万円＋（54万5千円×世帯の被保険者数）	

4. 参考【年間保険料額】※単身世帯で年金収入のみの場合

①令和5年度 ⇒ 令和6年度

年金収入	均等割軽減	年間保険料 (R6)	現行年間保険料 (R5)	保険料増加額
1,530,000 円	7 割	15,800 円	15,500 円	300 円
1,680,000 円	7 割	32,200 円	32,000 円	200 円
1,970,000 円	5 割	74,500 円	74,200 円	300 円
2,200,000 円	2 割	121,300 円	115,000 円	6,300 円
2,400,000 円	無	155,500 円	147,400 円	8,100 円

②令和5年度 ⇒ 令和7年度

年金収入	均等割軽減	年間保険料 (R7)	現行年間保険料 (R5)	保険料増加額
1,530,000 円	7 割	15,800 円	15,500 円	300 円
1,680,000 円	7 割	33,500 円	32,000 円	1,500 円
1,970,000 円	5 割	78,300 円	74,200 円	4,100 円
2,200,000 円	2 割	121,300 円	115,000 円	6,300 円
2,400,000 円	無	155,500 円	147,400 円	8,100 円

5. その他

後期高齢者医療保険料については、市長会を通じ、上昇抑制のため国の責任において十分な財政措置を講じることを要望しており、北海道後期高齢者医療広域連合からも全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じ、定率国庫負担割合の増加や国の責任ある財政支援の拡充を求めているところです。